

自然災害に備えた成年後見活動についてのインタビュー調査  
大規模林野火災後の岩手県大船渡市にて

高橋 英成<sup>1</sup> 吉田 守実<sup>2</sup> 鳴海 孝彦<sup>3</sup>

第 I 章 はじめに

近年、地震、豪雨、土砂災害、林野火災など、大規模な自然災害が全国各地で頻発している<sup>4</sup>。気候変動の影響や都市構造の変化により、災害は例外的出来事ではなく、日常生活の延長線上で発生しうるリスクとして認識されつつある。災害発生時には、避難行動や情報取得が困難な高齢者や障害のある人々が特に深刻な影響を受けやすいことが繰り返し指摘されてきた<sup>5</sup>。成年後見制度を利用する被後見人等もまた、生活環境や健康状態、社会的孤立の状況によっては、災害時に重大なリスクに直面する可能性がある。

これまで福祉分野における災害研究は、主としてケアマネジャーや相談支援専門員によるケアマネジメントの継続性、福祉施設の事業継続計画（BCP）、福祉避難所の運営などを中心に蓄積されてきた。そこでは、支援の「提供主体」としての専門職の対応が検討されている。一方で、成年後見人（補佐人、補助人を含む。以下、成年後見人等と記す）のように、法的代理人として生活の基盤に関与する立場の専門職が、災害時にどのような役割を果たし得るのかという視点からの実証的検討は限定的である。

成年後見人等は、財産管理や身上保護を担うものであるが、その実践は法律行為のみに限定されない状況となっている。身上保護の観点から医療・介護サービスに関わり、生活環境の調整や関係機関との連絡を行うなど、地域の支援ネットワークのなかで活動している。災害という生活基盤を揺るがす状況においても、その関与は停止されるわけではない。むしろ、生活の継続性や再建の判断に関わらざるを得ないことが想定される。

本研究は、成年後見人の制度的役割と地域における実践的機能との接点を検討する試みである。とりわけ、社会福祉士などの福祉関係者が提起する「顔の見える関係<sup>6</sup>」づくりに着目し、それが有事にどのような意味を持つのかを明らかにすることを目的とする。

本調査では、林野火災の被害を受けた大船渡地域において成年後見活動を行う社会福祉士4名にインタビューを実施した。本稿は少数事例に基づく探索的研究であり、統計的な一般化を目的とするものではない。問題の背景構造を明らかにし、今後の理論化に向けた仮説的示唆を提示することを目的とするものである。また、制度の枠組みと現場実践との

---

<sup>1</sup> 八戸学院大学短期大学部 講師

<sup>2</sup> 八戸学院大学 教授

<sup>3</sup> 八戸学院大学短期大学部 准教授

<sup>4</sup> 内閣府『令和7年版 防災白書』[https://www.bousai.go.jp/kaigirep/hakusho/pdf/r7\\_all.pdf](https://www.bousai.go.jp/kaigirep/hakusho/pdf/r7_all.pdf) (2026年2月28日付)

<sup>5</sup> 内閣府『避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針』令和3年5月改定,令和7年6月更新

[https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/youengosya/r3/pdf/shishin\\_r7.pdf](https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/youengosya/r3/pdf/shishin_r7.pdf) (2026年2月28日付)

<sup>6</sup> 瀬谷区地域の見守り・防災体制等検討委員会『手引書～顔の見える関係づくりから災害時の助け合いへ～』平成25年

あいだに生じる葛藤や、有事において期待される平時の関係性をインタビューから得ることは、今後の調査に向けた重要な基礎作業となると考えられる。

## 第II章 調査概要

### 1. 調査対象および選定理由

調査地とした大船渡市は、岩手県沿岸南部に位置し、三陸地域特有のリアス式海岸を有する地域である。2011年3月11日に発生した東日本大震災では、津波により甚大な被害を受け、多くの住民が犠牲となった。その後も復興の途上にあるなか、2025年2月には大規模な林野火災が発生し、住宅地周辺まで延焼が拡大、広域避難や交通規制、通信障害が生じた。津波災害と林野火災という異なる自然災害を経験してきた地域であり、防災体制の再構築を続けている被災地である<sup>7</sup>。

調査対象地域として大船渡地域を選定した理由は、直近において過去最大規模の林野火災が発生し、広域避難や交通規制、通信途絶など、地域社会の生活基盤に重大な影響を及ぼした具体的経験を有していると考えられる。災害対応の実態を検討するにあたり、想定ではなく、実際の発災経験を共有する専門職の語りを収集することが適切であると判断した。

そのため、調査対象者の選定にあたっては、岩手県大船渡地域において、成年後見活動を行っている社会福祉士4名を対象とした。また、本研究で、一般の福祉専門職ではなく、成年後見活動を担う社会福祉士に焦点を当てた。その理由は、成年後見人が財産管理および身上保護に関わる意思決定支援を制度的に担い、被後見人の生活の継続性に対して長期的かつ法的責任を負う立場にあるためである。この点において、他の支援職とは異なる特性を有している。災害時においても、その責務が失われるわけではなく、生活の維持・再建に必要な財産管理や身上保護に関する判断や関係機関との調整が求められるためである。

調査協力を一般社団法人岩手県社会福祉士会に依頼し、“権利擁護センターばあとなあ<sup>8</sup>”の会員を対象として実施した。社会福祉士は、同会が設けた倫理綱領<sup>9</sup>に基づき権利擁護を専門とし、平時から地域における「顔の見える関係」づくりを重視して活動している福祉関係の専門職でもある<sup>10</sup>。本研究の主題である平時連携と有事対応の接続を検討するうえで、最も適切な対象であると考えた。

---

<sup>7</sup> 中村吉雄、関谷直也『令和7年大船渡市林野火災における隣接自治体の支援活動から得られた教訓と課題—陸前高田市支援本部の事例—』地域安全学会論文集,2025,pp89-97

<sup>8</sup> 日本社会福祉士会『権利擁護センターばあとなあ受任状況』によると、成年後見制度がスタートした2000年4月からの累計件数は全国の社会福祉士全体で55,745件に及ぶ

<https://www.jacsw.or.jp/citizens/seinenkoken/juninjokyo/2025-1205-1401-10.html> (2026年2月28日付)

<sup>9</sup> 日本社会福祉士会『社会福祉士の倫理綱領』2020年6月30日採択

[https://www.jacsw.or.jp/citizens/rinrikoryo/documents/rinrikoryo\\_kodokihan21.3.20.pdf](https://www.jacsw.or.jp/citizens/rinrikoryo/documents/rinrikoryo_kodokihan21.3.20.pdf) (2026年2月28日付)

<sup>10</sup> 西村健二『行政社会福祉士が取り組む「法福連携」—地域包括ケアシステム構築に向けた法律専門職と福祉専門職の

加えて、本研究では成年後見人等を単なる支援者の一類型としてではなく、法的代理権を有する制度的主体として位置づけている。成年後見人は、本人の財産管理および身上保護に関する意思決定に関与する立場にあり、その関与は短期的な支援関係ではなく、生活の継続性を前提とした長期的関与である。この制度的特性は、災害という生活基盤の断絶局面において、福祉サービス提供が主体となる他職種とは異なる意味を持つと言える。制度としての成年後見活動と、地域福祉の実践としての成年後見活動との接点を明らかにすることも必要であると考えた。

なお、本調査は4名という少数事例による探索的研究であり、前述したとおり結果を統計的に一般化することを目的とするものではない。しかしながら、同一地域・同一職種という条件のもとで得られた語りは、制度と実践の関係を検討するうえで示唆を有すると考えられる。

## 2. 調査方法

調査は、半構造化インタビューにより実施した。質問項目は、①受任しているケースの概要、②関係機関との連携状況、③自然災害への備えおよび役割認識、④大船渡地区林野火災に関する経験、⑤本人意思と安全確保に関する考え、⑥今後の課題等を中心に構成した。インタビューは、大船渡地区の林野火災から約1年が経過した2026年2月8日から12日までの間で実施し、1名につき1回、約30分間とした。方法はオンライン（Zoom）形式で行い、対象者の同意を得たうえで録音を実施した。オンライン形式を採用した理由は、地理的制約を回避するとともに、インタビュー対象者の負担を最小限に抑えるためである。

## 3. データ整理および分析手順

録音データは逐語的に文字起こしを行い、インタビュー対象者ごとに内容を整理した。その後、4名の語りを横断的に比較検討し、共通して言及された事項や特徴的な視点を抽出した。

本研究では数量的頻度分析ではなく、語りの文脈を尊重しながらテーマごとの整理を行う質的記述的手法を採用した。特に、①後見人の制度的役割認識、②地域における関係形成の実態、③災害時の実践的対応構造、の三側面に着目して再構成を行った。

また、「顔の見える関係」という言葉が、情緒的表現にとどまるのか、それとも実際に機能的意味を持つのかという観点からも語りを精査した。このように、専門職成年後見人等が地域においてどのような位置を占め、どのような調整機能を果たしているのかという観点を持ちながら分析を行った。

## 4. 倫理的配慮

本調査は、事前に研究趣旨および内容を書面で説明し、調査協力の諾否を確認したうえで実施した。インタビュー当日には改めて説明を行い、書面による同意を取得した。参加は任意であり、いつでも撤回可能であることを明示した。

インタビューにおいて、録画は行わず、録音に際しては、回答を得るにあたって地名以外は匿名化された状態で語られ、被後見人等が特定されないことがないようにした。録音データおよび文字起こしデータは匿名化し、適切に管理した。

なお、本研究は、八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部倫理委員会の承認を得たものである（25-11）。また、本研究に関連して開示すべき利益相反は存在しない。

## 第Ⅲ章 調査結果

## 1. インタビューでみられた共通傾向の整理

4名のインタビュー内容を横断的に検討すると、語りの背景や経験の差異はあるものの、災害時の成年後見活動に関していくつかの共通した認識と課題が確認された。それらは個別事例に固有の問題というよりも、後見人等の立場や福祉関係の実務に従事している経験に起因する特徴として整理できるものである。これらを横断的に整理し、分析上の示唆として抽出した結果を表1に示す。

表1 インタビュー4名にみられる共通論点の整理

論点	内容の概要	分析上の示唆
①個人では限界	後見人自身も被災者となり得る。本業との優先順位問題が発生する	個人完結型後見体制の限界と代行体制の必要性
②施設依存構造	災害時は施設BCPに依存。安否確認は施設主導	身上保護と施設機能の役割分担の再整理
③在宅ケースの脆弱性	地域依存度が高く、避難体制の実効性に懸念	在宅支援構造の防災的再検討
④顔の見える関係	日頃の信頼関係が有事に機能	平時連携を防災基盤と捉える視点
⑤役割の線引き困難	ニーズ対応型で責任境界が曖昧	制度上の役割規定と実践の乖離
⑥意思と生命安全のジレンマ	避難拒否問題、基準の不明確さ	災害時意思決定基準の理論化課題
⑦組織的バックアップ	代行体制不在、ガイドライン未整備	職能団体レベルでの制度設計
⑧通信途絶リスク	連絡不能、優先順位未確立	情報共有体制の再構築
⑨担い手問題	高齢化・後継者不足	後見実践の持続可能性

表1に示した諸論点は、いずれも個人的に固有の経験というよりは、成年後見人という制度的立場に基づく実践のあり方、また地域における福祉現場での実務との関係性のなかで繰り返し言及された事項である。もっとも、これらの論点は相互に独立した項目として存在しているわけではない。例えば、「個人では限界がある」という認識は、「組織的バックアップの必要性」や「役割の線引きの困難さ」と密接に関連している。また、「在宅ケースの脆弱性」は、「顔の見える関係」の有無や質によって大きく左右されると考えられる。すなわち、各論点は単線的に理解されるべきものではなく、実践の場面において重層的に連結しながら現れているものと言える。

本稿では、これらを現時点での確定した結論として提示するのではなく、今後の理論化に向けた分析上の示唆として位置づける。以下では、表1に整理した論点に触れつつ、インタビューで語られた内容を検討していく。

## 2. 平時における「顔の見える関係」と後見人の関与

インタビュー対象者4名はいずれも、災害時においても生活の継続を図るためには、発災時の特別な備え以上に、平時からの関係機関との信頼関係が重要であると強調した。ここで語られた「顔の見える関係」とは、単に顔見知りであるという意味ではなく、互いの役割や判断基準、連絡経路を具体的に理解している状態を指している。

具体的には、ケアマネジャー、施設職員、医療関係者、民生委員児童委員、行政担当者などとの日常的なやり取りが挙げられた。会議やケース検討の場に限らず、電話連絡や日常的な情報共有を通じて関係が維持されていることが、有事の際の即応性につながるとの認識が示された。

とりわけ施設入所者のケースでは、平時からの関係性があることで、災害発生時に施設側から迅速な安否情報が提供され、後見人が問い合わせを行う前に状況把握が可能であったという語りがあった。ここでは、形式的な「報告義務」よりも、信頼関係に基づく自発的な情報共有が機能していたことが示唆される。

さらに注目されるのは、後見人が単に情報を受け取る受動的な存在ではなく、地域ネットワークの一構成員として関係形成に関与している点である。後見人は、被後見人の生活状況を横断的に把握する立場にあるため、複数の支援者を結びつける位置に立つことがある。この意味で、「顔の見える関係」は後見人自身の実践によっても形成・維持されていると読み取ることができる。

## 3. 有事において「顔の見える関係」が機能した具体的場面

大船渡地域の林野火災においては、施設間の連携や系列法人内での迅速な避難対応が実施された事例が報告された。これらは施設があらかじめ策定した事業継続計画（以下BCPという）<sup>11</sup>の存在だけでなく、日頃からの組織的関係性があったからこそ円滑に機能したと評価されている。

また、避難をめぐる判断場面では、警察や消防といった公的機関の指示よりも、日常的に関わるケアマネジャーや施設職員の働きかけが有効であったとの語りがあった。ここでは、制度的権限よりも関係性に基づく信頼が行動決定に影響を与えている可能性が示されている。

さらに、連絡の優先順位についても、施設側が初動対応を担うことを後見人自身が理解しており、その役割分担が暗黙のうちに共有されていたことが混乱の回避につながったとの認識があった。平時において役割境界が明確であることが、有事における関係者の心理的安定や判断の迅速化を支えていたと考えられる。

---

<sup>11</sup> 厚生労働省『介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン』令和2年

#### 4. 在宅生活者への支援の脆弱性

一方で、在宅生活者については、施設入所者に比して災害リスクが高いとの認識が複数の対象者から示された。在宅の場合、避難判断や移動手段の確保、安否確認がより複雑になり、地域資源への依存度が高まる。

特に、後見人が地理的に不案内な地域で受任している場合、避難経路や地域特性の把握が十分でない可能性があり、その分、地域の支援者との関係性に頼る構造が強まる。ここでは、「顔の見える関係」が構築されていない場合の脆弱性が逆説的に浮き彫りとなっている。

また、通信途絶のリスクも重要な論点として挙げられた。過去の震災経験から連絡不能状態への備えを講じていたとの語りがある一方で、時間の経過とともにその意識が薄れている可能性も示唆された。災害への備えが「特別な期間」に限定されるのではなく、継続的な関係性の維持として再認識される必要があることがうかがえる。

#### 5. 本人意思と生命安全のジレンマにおける関係性

災害時には、本人の意思と生命の安全確保が対立する可能性があることについて、4名全員が言及した。避難拒否や移動困難な状況において、どの時点で安全を優先するのかは、明確なマニュアルにより一律に決定できる問題ではないと認識されていた。最終的には生命の安全を優先する傾向が共通していたが、その判断は後見人単独で行われるのではなく、関係機関との協議や日頃の信頼関係を背景として形成されると語られている。ここでも「顔の見える関係」は、単なる連絡手段ではなく、倫理的判断を支える基盤として機能していることが示唆される。

### 第IV章 考察

#### 1. 制度としての成年後見と災害との接点

本調査から示唆された大きな論点は、成年後見制度が本来的には災害対応を想定して設計された制度ではないという点である。成年後見制度は、判断能力が不十分な者の財産管理および身上保護を目的とする民法上の制度であり、その枠組みは平時の生活を前提としている<sup>12</sup>。しかし、災害という非日常的状況においても、成年後見人の法的地位は継続し、生活の継続性に関与する責任は消失しないと考えられる。

このことは、制度設計と災害という現実とのあいだには、想定と実際との乖離が生じている。災害時には、安否確認、避難調整、医療機関との連絡、財産の保全など、多面的な対応が求められるが、それらは必ずしも制度上明確に規定されているわけではない。後見人がどこまで関与すべきかは、法的義務と倫理的責務などから自発的に判断されている。

---

<sup>12</sup> 安藤隆年『成年後見制度における社会福祉士の専門性に関する研究』中部学院大学・中部学院大学短期大学部研究紀要 12号, 2011, pp67-75

本調査で語られた「個人では限界がある」という認識は、後見人の力量不足を意味するものではなく、制度が想定していない領域に実務が踏み出していることを示唆している。ここに、成年後見制度の災害対応に関する理論的検討の必要性が表れると解釈できる。

## 2. 実践としての後見活動と「顔の見える関係」

本調査は成年後見活動が孤立したものではなく、地域ネットワークのなかで遂行されている実践であることを改めて浮き彫りにした。後見人は、被後見人の生活を支える複数の支援者を横断的に把握する立場にあり、その活動は必然的に他職種との協働を伴うことになる。

「顔の見える関係」は、単なる関係性の比喻ではなく、相互理解と役割共有が成立している状態を指す実践概念であると言える。本調査においては、この関係性が災害時の迅速な情報共有や判断の支えるしくみとして具体的に機能していた。

ここで重要なのは、「顔の見える関係」が特別な防災訓練の成果ではなく、日常的な実践の積み重ねのなかで形成されている点である。災害対応能力は、有事のための特別な準備というよりも、平時の関係構築の副産物として現れる側面がある。この視点は、防災を専門領域の問題として切り分けるのではなく、日常実践の延長線上に位置づけることを示唆している。

## 3. 調整主体としての成年後見人の可能性

本調査は後見人が地域において調整的機能を果たし得る主体である可能性を示している。ケアマネジャーがケアマネジメントを担うように、後見人もまた、被後見人を中心とした支援ネットワークの構成員として一定の調整役割を担っている。

とりわけ社会福祉士による後見活動は、倫理綱領に基づく権利擁護実践であり、本人の意思尊重<sup>13</sup>と生活の安定を両立させることを目指している。その実践は、法的代理権の行使にとどまらず、関係機関との調整や説明責任の遂行を含んでいる。

災害時においても、この調整機能が発揮できるかは断定できずとも、避難判断、施設移動、財産管理の緊急対応など、複数の判断が同時に求められる局面では、後見人が情報の調整役として機能する可能性がある。しかし、その役割が制度的にどこまで期待されるのか、また過度な負担を生じさせないための組織的支援がどのように構築されるべきかについては、今後の検討課題である。

この点は、成年後見人を「法的代理人」に限定する理解から、「地域における関係調整主体」として再定位する理論的課題を提起している。

---

<sup>13</sup> 上山泰『成年後見制度における「本人意思の尊重」』大原社会問題研究所雑誌 622号 pp2-17, 2010

上山は、成年後見人等はその職務遂行にあたって、本人の意思を尊重しなければならないという義務を負う（民法 858条、876条の5第1項、876条の10第1項）。ただし、ここで要求されているのは、あくまでも本人の意思への配慮に留まっており、必ずしも本人の意思の優先までもが求められているわけではないと述べている。

#### 4. 居所における差異（在宅か施設か）

在宅生活者と施設入所（入院）者との受援の差異が浮かび上がった。施設入所者については、法人内ネットワークやBCPが機能しやすい構造が存在する一方、在宅生活者は地域資源への依存度が高く、関係性の質がより直接的に影響する。

この差異は、成年後見活動の防災を検討する際に、生活類型別の分析が必要であることを示している。後見人の関与の在り方も、在宅と施設では異なる可能性がある。今後は、居所の違いによる受援の比較に関する調査が求められる。

#### 5. 今後の研究課題

本研究は4名の語りに基づく探索的検討であり、結果を一般化することはできない。しかし、以下の課題が整理できる。

第一に、成年後見人の災害時における制度的位置づけの再検討である。法的義務と倫理的責務の範囲を理論的に整理する必要がある。

第二に、社会福祉士による後見活動が地域においてどのような調整機能を果たしているのか、平時のネットワーク形成過程を詳細に検討する必要がある。

第三に、職能団体による組織的バックアップ体制の検討である。個人完結型後見の限界を補完する仕組みが求められる。

本研究は、成年後見活動における防災をめぐる理論的検討の出発点であり、今後の事例蓄積と比較研究によって発展させていく必要がある。

### 第V章 まとめ

本研究は、林野火災を経験した大船渡地域の社会福祉士4名へのインタビューを通して、成年後見活動における防災の在り方を探索的に検討したものである。分析の結果、平時に構築された「顔の見える関係」が、有事における安否確認、情報共有、避難判断、関係機関との調整など、多面的な実践を支える基盤として機能していることが示唆された。

本研究の特徴は、成年後見人を単なる支援職の一類型としてではなく、法的代理権を有する制度的主体として位置づけ、その実践が地域ネットワークの中で遂行されている点に着目したことである。災害時においても、成年後見人の関与は停止することなく、生活の継続性を支える責務が継続する。その一方で、制度設計上は災害対応が明確に想定されているわけではなく、実践は法的義務と倫理的責務のあいだで調整されている現状が浮かび上がった。

さらに、本研究は、後見人が地域において一定の調整機能を果たし得る可能性を示した。被後見人を中心とする支援ネットワークを横断的に把握する立場にある後見人は、有事において情報の結節点となり得る。しかし、その役割が制度的にどこまで期待されるのか、

また過度な個人負担とならないための組織的支援体制をいかに構築するかについては、今後の研究課題とする。

本研究は4名の語りに基づく探索的検討であり、結果を一般化することはできない。また、同一地域・同一職種に限定された分析であるため、他地域や他専門職との比較を通じた検証が必要である。しかしながら、本研究は、成年後見活動における防災を制度論と実践論の両面から接続する視点を提示した点に意義があると考えられる。

今後は、地域類型や居所類型(在宅・施設)の比較、職能団体による組織的バックアップ体制の検討、さらには成年後見制度における災害時役割の再定義といった課題に取り組む必要がある。これらの検討を通して、成年後見活動における防災の理論化を進めることが、本研究の発展的課題である。

本稿はその出発点として、平時の「顔の見える関係」が有事においてどのように機能し得るのかを描き出した。今後の研究と実践の双方に対して一定の示唆を与えるものと考えられる。

#### 参考文献

- 1) 高橋英成,吉田守実『自然災害に備えた地域体制づくりの課題について—専門職後見人である社会福祉士の視点から—』八戸学院大学短期大学部研究紀要 58 巻, pp19-27, 2024
- 2) 高橋晶『災害支援者支援』日本評論社 2018
- 3) 内閣府『令和7年版 防災白書』  
[https://www.bousai.go.jp/kaigirep/hakusho/pdf/r7\\_all.pdf](https://www.bousai.go.jp/kaigirep/hakusho/pdf/r7_all.pdf) (2026年2月28日付)
- 4) 内閣府『避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針』令和7年6月更新  
[https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/youengosya/r3/pdf/shishin\\_r7.pdf](https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/youengosya/r3/pdf/shishin_r7.pdf)  
(2026年2月28日付)
- 5) 瀬谷区地域の見守り・防災体制等検討委員会『手引書～顔の見える関係づくりから災害時の助け合いへ～』2013
- 6) 中村吉雄, 関谷直也『令和7年大船渡市林野火災における隣接自治体の支援活動から得られた教訓と課題—陸前高田市支援本部の事例—』地域安全学会論文集, pp89-97, 2025
- 7) 日本社会福祉士会『権利擁護センターばあとなあ受任状況』  
<https://www.jacsw.or.jp/citizens/seinenkoken/juninjokyo/2025-1205-1401-10.html>  
(2026年2月28日付)
- 8) 日本社会福祉士会『社会福祉士の倫理綱領』  
[https://www.jacsw.or.jp/citizens/rinrikoryo/documents/rinrikoryo\\_kodokihan21.3.20.pdf](https://www.jacsw.or.jp/citizens/rinrikoryo/documents/rinrikoryo_kodokihan21.3.20.pdf)  
(2026年2月28日付)
- 9) 西村健二『行政社会福祉士が取り組む「法福連携」—地域包括ケアシステム構築に向けた法律専門職と福祉専門職の連携推進—』第35回佐賀自治研集会 全日本自治団体労働組合

[https://www.jichiro.gr.jp/jichiken\\_kako/report/rep\\_saga35/12/1204\\_jre/index.htm](https://www.jichiro.gr.jp/jichiken_kako/report/rep_saga35/12/1204_jre/index.htm)

（2026年2月28日付）

- 10) 厚生労働省『介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン』2020
- 11) 安藤隆年『成年後見制度における社会福祉士の専門性に関する研究』中部学院大学・中部学院大学短期大学部研究紀要 12号, pp67-75, 2011
- 12) 上山泰『成年後見制度における「本人意思の尊重」』大原社会問題研究所雑誌 622号 pp2-17, 2010

## 資料

### インタビュー①

日時：2026.2.8 10:08

場所：zoom

回答者：社会福祉士 A氏

<まとめ>

#### 1. 成年後見活動の概要

##### (1) 成年後見の対象者と施設

Aさんは、重症心身障害のある成年被後見人1名を担当。被後見人は障害者支援施設に入所し、常時介護を受けられる環境にある。

##### (2) 支援内容：財産管理と事実行為

後見人として、金銭管理（通帳預かり）や施設との契約などを実施。さらに契約以外にも、本人の要望に応じて介護シューズの通販購入・送付などの事実行為も行う。元福祉職の経験から、明確な線引きを設けず、依頼があれば「すべてやる」というスタンスで対応している。

##### (3) 被後見人との面会状況

以前は距離の問題もあり、面会は2ヶ月に1回程度。コロナ禍以降は施設の面会制限が厳しく、訪問しても10～15分程度に限られるため、近況は電話やメールで確認することが多い。

#### 2. 自然災害への備えと大震災の教訓

##### (1) 災害時の後見人としての限界

大震災の際、後見人自身も被災者となり、「全く動けない」「何もできなかった」という実感を持った。車は動かせず、物資（特に薬）が不足し、被後見人の安否確認も困難だった。後見人一人での対応には限界があると強く認識している。

#### (2) 地域連携の重要性

震災時、てんかん発作を起こした人を助けたのは近所の人や消防団だった経験から、災害時に頼れるのは地域コミュニティだと痛感。平時から行政・近隣住民・消防団などと連携し、支援が必要な人の情報共有を行うことが重要。後見活動は災害時に限らず、日頃から地域との関係構築が必要だと考えている。

#### (3) 災害時の役割の線引きの困難さ

通常業務でも「何でも屋」として役割の線引きをしていないため、災害時に「ここまでが自分の役割」と区切るのは難しい、あるいは不要かもしれないと感じている。施設入所者は生活の多くが施設で完結するため、災害時に後見人として追加で何をすべきか明確でない側面がある。

#### (4) 林野火災の経験について

大船渡地区の林野火災では、被後見人の施設が地理的に離れていたため、直接的な影響や対応は不要で、具体的な課題の印象は特にない。「近隣で同様の事態が起きたらどう動くべきか」と考えるきっかけにはなったが、具体的な行動の想定には至らなかった。

### 3. 本人の意思と安全確保のジレンマ

#### (1) 安全確保の優先

災害時に本人が避難を拒否するなど、意思と安全確保が対立する場合、大震災の教訓から「私はいいから」と自宅に残って津波の犠牲になった高齢者の例を挙げた。人命に関わるため、本人の意思に反してでも「引っ張ってでも連れてくるしかない」と考えている。支援者自身が犠牲になるリスクも踏まえ、ある程度の割り切りが必要だと感じている。

### 4. 今後の成年後見活動への展望と課題

#### (1) 後見活動からの引退の意向

高齢化を踏まえ、70歳を区切りに後見活動を終えることを検討。受任中に自身が先に亡くなり周囲に迷惑をかけたくないとの思いが強く、万が一に備えて業務内容を整理し、引き継ぎ準備を進めている。

#### (2) 組織的支援の必要性

一人で行う後見活動には不安があり、緊急時対応を懸念。安心して活動するには、組織的フォロー体制が不可欠だと感じ、所属団体の体制整備に期待している。

### 結論

成年後見人として、財産管理や契約行為に加え、本人の要望に応じた買い物代行など、役割の線引きなく幅広く支援している。大震災で「一人では何もできない」という無力感を経験したことから、災害時の対応は個人の力だけでは限界があり、平時から行

政・消防団・地域住民との連携体制の構築が極めて重要である。また、高齢化に伴い、地域の後継者問題や組織的支援の必要性を強く感じている。

A氏付記抜粋：「（部分的に）そもそも後見人には難しい事であり、その必要性を最も強く感じているのは直接支援に当たる方々かと常々思っているが、つつい直接支援の職に従事していた経験から混同した発言になってしまいました。従って、後見人としては、あくまで契約行為の中でサービス提供事業者、あるいはその事業者を通じて直接、間接的に地域の方々と話し合い、有事の際の対応、支援についても確認しておくことが大切かと思えます。その上で有事の際、直接支援の場にいらっしゃる方々と連絡を取り、後見人として為すべきことを確認し、求められる時に対応していくことになるものと考えます。」

## インタビュー②

日時：2026.2.8 17:12

場所：zoom

回答者：社会福祉士 B氏

### <まとめ>

#### 1. 後見活動の現状と災害リスク

##### (1) 受任ケースの概要

現在3名のケースを受任。1名は県南の内陸部で在宅（持ち家）、2名は施設等に入所、入院中。施設入所者の1名は隣県の海に近い病院に入院しており、その病院は東日本大震災で被災・再建された場所であるため、災害時のリスクを懸念。もう1名のグループホーム入所先も施設の目の前まで津波が来た施設であり、津波警報時は高台へ避難する体制がある。

##### (2) 受任者の類型と財産状況

施設入所者と在宅者は「後見」、病院入院者は「保佐」。うち1名の不動産（持ち家）は東日本大震災で被災したが、現在は居住可能な状態まで回復。

#### 2. 平時からの備えと役割認識

##### (1) 災害への意識と準備

林野火災の経験から災害への意識が高まった。過去の陸前高田・大船渡の林野火災では、グループホーム入所者が施設判断でバックアップ施設へ避難し、その際に

親族への連絡等を実施。この経験から、施設入所者の避難先は把握している一方で、病院入院者の避難先は未確認で、今後の課題と認識。

#### (2) 地理不案内な地域での後見活動の課題

最近受任した地理感のない地域の在宅者については、災害時の状況想定や避難先の判断が難しい。そのため、担当ケアマネージャーや行政機関の動向を注視し、民生委員などとの日頃からの連携が重要と考えている。

### 3. 災害時における役割の限界と葛藤

#### (1) 業務優先と後見活動

災害発生時は、まず自身の勤務先の利用者の安全確保を優先せざるを得ない。東日本大震災の際も勤務中であり、受任者の状況確認まで即応できない現実があった。成年後見人としての役割と他業務との優先順位付けに難しさを感じている。

#### (2) 他の後見人への影響と連携の必要性

大船渡の林野火災時、自身は安全な場所にいたが、災害現場で避難者支援にあっていた他の後見人がいた。もし自身がその立場なら受任者への支援が疎かになる可能性を感じた。後見人が対応不能になった際、誰が代行するのか、連絡がつかない場合にどうするのか、といった対策の必要性を痛感。

### 4. 在宅者支援における日頃の連携の重要性

#### (1) 施設と在宅での対応の違い

施設や病院入所者は組織のリスクマネジメントに基づいて避難等が行われるため、一定の安心感がある。一方、在宅者は後見人や地域が直接対応する必要がある。災害時に後見人が被災地へ駆けつけることが困難な場合もあり、地域頼みにならざるを得ない。

#### (2) 「顔の見える関係」の構築

災害時、関係者以外が被災地へ立ち入ることが制限される可能性を踏まえると、特別な備えよりも、日頃から介護支援専門員、民生委員、施設職員など身近な支援者と「顔の見える関係」を築くことが最も重要。緊急連絡先の共有など、事前準備が不可欠。

### 5. 倫理的ジレンマと判断の難しさ

#### (1) 本人の意思と安全確保の対立

災害時に本人が避難を拒否した場合の対応は極めて難しい問題。説得しきれない場合に、その場を離れるべきか、留まり続けるべきか、あるいは強制的にでも安全を確保すべきかは、現場での判断となる。どのような判断でも後悔が残る可能性を感じている。

#### (2) 団体としての方針の必要性

有事の際の時間が迫られた状況下では、後見活動において、個人の判断には限界があるため、何らかのガイドラインや方針をあらかじめ定めておくことで、有事の際には、個々の後見人が、判断しやすくなるのではないかと考えている。

#### 6. 今後の課題と支援体制の提案

##### (1) 個人での対応の限界と組織的バックアップ

個人の後見活動には限界があり、他の後見人が被災した場合などに事務を代行する団体としてのバックアップ体制の構築が必要。

##### (2) ハザードマップの再確認

津波だけでなく林野火災や土砂災害など多様な災害リスクを想定し、担当地域のハザードマップや避難所を改めて確認しておく必要があると認識。

##### (3) 既存システムへの機能追加

新たな組織を作るよりも、既存の「地域包括ケアシステム」に後見事務のバックアップ機能を強化する方が、関係者が既に連携しており形骸化しにくいいため有効ではないかと提案。これにより、地理的に離れた地域のケースでも連携がスムーズになる可能性がある。

##### (4) 要援護者名簿の活用と課題

行政作成の要援護者名簿への登録が進んでいない現状や、受任者が登録されているか不明である点を課題として認識。名簿の実効的活用が進んでいない現状もあり、まずは身近な「顔の見える関係」づくりが基本になると考えている。

#### 結論

成年後見人として自然災害に備えるには、個人の努力だけでは限界がある。特に在宅の被後見人に対しては、日頃からケアマネジャーや民生委員など地域の支援者と「顔の見える関係」を築き、連携体制を構築しておくことが極めて重要。また、災害発生時には後見人自身の業務や安全が優先される現実があり、後見活動が滞るリスクも存在する。このため、職能団体や、地域包括ケアシステムといった既存の枠組みを活用した組織的バックアップ体制の構築が今後の課題である。

---

#### インタビュー③

日時: 2026.2.11 09:05

場所: zoom

回答者: 社会福祉士 C 氏

<まとめ>

1. 成年後見人の活動状況と災害への備え

- (1) 施設入居者に対する災害対応の認識： インタビューイーは現在7件の成年後見を受任しており、そのほとんど(6件)が施設や病院に入居している。そのため、自然災害発生時には、各施設に整備されている避難体制計画に基づき、施設の責任において被後見人の安全が確保されるという認識でいる。
- (2) 家族との関係構築の重要性： 被後見人に家族がいる場合、災害時には後見人以上に家族が本人のことを心配するため、日頃から施設と家族、そして後見人が連携し、良好な関係を築いておくことを意識している。これにより、緊急時にも円滑な対応が期待できる。

2. 後見人の役割と責任の境界

- (1) 役割の線引きは基本的にはないという認識： 災害時であっても、成年後見人としての役割に明確な線引きはないと考えている。ニーズがあれば、安否確認から直接支援、場合によっては被後見人が亡くなった際の事後事務まで、すべてのことに対応する必要があると認識している。支援者が得られない状況も想定し、自ら動く覚悟を持っている。
- (2) 施設側との役割分担： 現時点では、被後見人が入居している施設側から「ここまでしか対応できない」といった形で役割の限界を示された経験はない。施設と協力して対応するというスタンスである。

3. 林野火災の経験とそこから得られた課題

- (1) 自身の避難経験と系列施設の連携： インタビューイー自身も林野火災で避難指示区域に居住しており、避難を経験した。同じ地域にあったグループホームは、大規模な医療法人の系列であったため、系列の安全な施設へ速やかに全員が避難できた。もし系列組織がなければ避難先の確保が困難だった可能性があり、事業者の規模や連携体制が課題となり得ると感じている。
- (2) BCP（事業継続計画）と地域防災計画の機能不全への懸念： 介護保険法等で義務付けられているBCP策定に基づき各事業所は計画を立てているが、今回の林野火災では、地域の「災害時要支援者の個別支援計画」が十分に機能していなかったのではないかと危惧している。計画が実効性を伴わなければ、在宅で支援体制が弱い被後見人の避難が困難になる。
- (3) 支援者への情報共有の課題： 地域の防災支援関係者が、要支援者が後見制度を利用していることを把握していない可能性が高い。そのため、本来機能すべき地域の支援体制が、後見制度利用者に対して有効に働かないリスクがある。

4. 災害時における判断のジレンマと今後の備え

- (1) 自身の安全確保と後見人活動とのジレンマ： 災害時には「まず自分の命を守る」ことが最優先される。しかし、後見人としては被後見人の安否確認や支援も責務である。また、自身の家族（例：高齢の母親）の避難も支援しなければならず、どの役割を優先すべきかというジレンマに直面する可能性がある。
- (2) 個別ケースごとの災害リスクの想定： 被後見人が住む地域の特性（土砂崩れ、水害、大雪など）を考慮し、「このクライアントの地域でこの災害が起きたらどう

なるか」を個別にシミュレーションしておくことが重要だと考えている。在宅で支援体制が脆弱なケースほど、事前の想定が不可欠となる。

- (3) 避難に伴う費用の発生：災害時に避難した結果、ホテル代などの想定外の費用が発生する可能性がある。被後見人の財産管理を行う立場として、こうした金銭的な問題も考慮に入れておく必要がある。
- (4) 本人の意思と安全確保のジレンマ：東日本大震災の際には、「私は死んでもここから動かない」と避難を拒否するケースが実際にあった。日頃から信頼関係を築いていたケアマネジャーが介入し、半ば強制的に避難させた経験から、命の安全が最優先される状況では、警察や消防よりも、日常的に関わる支援者の信頼関係が避難説得に極めて重要な役割を果たすことが示された。

#### 5. 関係機関との連携と通信手段の課題

- (1) 施設との連携が成功した点：林野火災の際、被後見人が入居するグループホームから「〇〇さんは系列の安全な施設へ避難し、無事です」と迅速に連絡があった。後見人から問い合わせる前に安否が確認でき、非常に安心できた。これは施設側の情報伝達体制が機能していた好例である。
- (2) 災害時の通信途絶リスクと対策：東日本大震災の際、連絡手段が完全に失われた教訓から、通信不能時に市役所前に集合して情報を共有する「12時ルール」を策定した。これは、あらゆる連絡手段が絶たれた場合に役場前に日中12時に集まるというルールを地域で決めたことがあった。しかし、ルールが形骸化している課題も浮上しており、再徹底と状況に応じた運用の見直しが必要とされている。大規模災害で通信インフラが麻痺した場合、どのように安否確認や情報共有を行うかが大きな課題として残っている。

#### 6. 後見人向けの研修と多様化する災害への備え

- (1) 災害への備えにおける後見人の課題：後見人の日常業務は金銭管理などが中心であり、災害時の対応まで意識が向きにくい。
- (2) 後見人向けスキルアップ研修の内容：研修では、地域の個別支援計画や自主防災組織の機能を把握することが提案された。特に、福祉事業に直接関わっていない後見人にとっては、地域の各施設がどの程度の活動能力を持つかを知ることが重要である。後見人の存在を地域が把握しているかという点も、プライバシーの問題と絡むため慎重な対応が求められる。
- (3) 想定外の災害（熊など）への備え：近年、熊が市街地に出没するなど、従来の常識では考えられない「災害」も発生している。自身の地域は大丈夫だという思い込みを捨て、火山災害や火災など、様々な可能性に備える心構えが必要であることが強調された。

#### 結論

成年後見人として自然災害に対応する際、被後見人の多くが施設に入居しているため、基本的には施設の避難計画を信頼している。しかし、災害経験を通じて、在宅の要支援者に対する地域の防災計画が機能していない可能性や、通信インフラ途絶時の対応、後見人自身の安全確保と職務遂行のジレンマなど、多くの課題が浮き彫りになった。特に、通信インフラ麻痺時に備えたという有事には定時に参集する「12時ルール」は形骸化しており、再徹底が急務である。また、避難を拒む要支援者への対応では、警

察や消防以上に、日頃から築かれたケアマネージャー等との信頼関係が極めて重要となる。後見人自身の災害対応知識の向上も課題であり、地域の防災計画や支援体制を理解し、個別の被後見人に合わせた備えを具体的にイメージするための研修が求められる。熊の出没など、多様化・想定外の災害に対し、思い込みを捨てた多角的な備えが不可欠である。

#### インタビュー④

日時：2026.2.12 18:23

場所：zoom

回答者：社会福祉士 D 氏

<まとめ>

### 1. 受任ケースの概要

#### (1) 類型と属性の概要

現在の受任は2件。1件目は「補助」類型、令和3年9月審判確定、90代後半の認知症の男性で高齢者施設に入所。2件目は2025年11月に受任した「後見」類型の90代前半女性、知的障害と統合失調症があり病院に入院中。いずれも身上保護は施設・病院スタッフが担っている。

#### (2) 避難懸念の低さ

入所・入院中であり、身上保護は受け入れ先が実施しているため、後見人として直接の避難対応の懸念は低いと認識。とくに2件目は最近の受任ケースで、林野火災とは無関係。

### 2. 災害への備えとBCPの役割認識

#### (1) 施設側の対応と連絡体制

陸前高田の火災時、被後見人は、同一法人内で福祉避難所となる施設を活用し、入所者を別施設へ一時移動。避難開始や解除の都度、職員から丁寧な連絡があった。後見人側からの指示よりも施設のBCPが機能したことへ感謝を示す。

#### (2) BCPの把握度と必要性

施設のBCP計画の詳細までは把握していないが、機能したことは確か。後見活動の様式上、災害時対応の確認はしているものの、今後はマニュアル内容の具体的確認が必要と認識。

### 3. 役割の線引き・責任境界

#### (1) 線引きは設定しない姿勢

災害時の「ここまで／ここから先」の明確な線引きはしていない。発生事案ごとに書記官や関係者と相談しながら進める臨機応変さを重視。持ち家に関する各所連絡などは後見人の責務として対応。

#### (2) 非在宅・入院入所の前提

現在の2ケースは動かない前提（入院・入所）であり、受け入れ先が安全性を確保できる。もし在宅なら線引きや対応は変わり得るとの補足。

#### 4. 林野火災に関する印象（後見活動視点）

##### （1）入所施設の対応を評価

後見活動の立場で強く印象に残る事項は少ない。施設職員の丁寧な対応が主な気づきで、その他は限定的。

#### 5. 判断困難・対応の難しさ

##### （1）本業での課題と人命優先

本業の相談支援では県内外に分散避難した障害者施設利用者のケース追跡に苦慮。しかし施設は人命第一で動き、家族への連絡が優先されるため、専門職側は連絡を待ち安全確保後に対応する方針。

##### （2）連絡優先順位の理解

医療同意等を担う家族・親族への連絡が優先されるため、後見人は早期に情報共有されることを想定。災害時に備えた連絡体制が基本であるとの認識。

#### 6. 連携の成功要因と課題

##### （1）コンパクトな地域ネットワーク

大船渡は関係者が重なる「コンパクト」なネットワークがあり、医療相談員・ケアマネ・施設長らと平時から面会や支援会議ができる体制が整う。誰に連絡すべきか明確で有事に強い。

##### （2）ダブルワークのメリットと制約

本業（相談支援）と後見活動のネットワークが相互に生きる。一方で本業優先になりがちで、同地域で災害が起こるとネットワークが重くなり連絡が取りづらくなる可能性がある。

#### 7. 倫理・意思・安全の優先順位

##### （1）生命維持優先原則

災害は非常事態であり、生命・身体の安全が最優先。本人意思が避難に反するとしても、根拠ある意思決定支援の範囲で安全確保を優先。長期化する場合は見通し提示や理解に応じた調整が重要。

##### （2）日常業務での適用

医療指示の遵守など原則は伝えるが、直接支援の立場では制限は慎重。制限時は根拠の確認を重視し、ケースバイケースで対応。

#### 8. 今後必要な取り組み（災害備え×後見）

##### （1）法人・施設マニュアルの具体確認

災害時の法人との連絡・役割分担の事前すり合わせが必要。施設側のマニュアル内容を平時から具体的に確認しておくことの重要性に気づいた。

## （2）行政・中核機関との関係

個別避難計画や自立支援協議会を通じた在宅ネットワークの活用が鍵。行政間の要請・連携で福祉避難所やレスパイト機能の活用が可能となり心強い。中核機関（後見センター等）への期待はあるが、担い手不足や報告負担増の懸念もあり、平時ネットワークによる迅速対応が現状有効。

## 9. 事例：持ち家と火災保険の継続判断

### （1）本人意思尊重とリスク管理

火災後、保険料負担が大きく財産処分も検討したが、本人が家を維持希望。災害リスクを踏まえ年次更新の火災保険を継続する判断。意思尊重とリスク対応のバランスを取った。

## 10. 在宅避難と医療資源の活用

### （1）医療的ケア児・重心者の対応

在宅避難が基本となる人々は平時の準備がより重要。岩手の県立病院等の特徴を踏まえ、医療者と連携して資源活用を図る。林野火災時には国立病院機構や市町村要請により福祉避難所・レスパイトで受入の可能性が示され、行政連携の重要性が再確認された。

## 11. 計画主義と臨機応変のバランス

### （1）市町村のカラーとストレングス

個別避難計画推進が弱い自治体でも、臨機応変対応能力が強み（ストレングス）になり得る。ただし計画は「作って終わり」ではなく更新運用が不可欠。平時からのコミュニケーションと運用力が最重要。

## 結論

本インタビューは、入院・入所中の後見対象者における災害時の後見人の役割が、施設・病院のBCPと平時の連絡ネットワークに大きく依存していることを示した。明確な役割線引きよりも臨機応変の協働を重視し、生命安全の最優先原則を堅持する。今後は、法人・施設の災害マニュアルの具体的確認、行政・医療との平時連携の強化、在宅避難を前提とした資源活用体制の整備が必要である。